

米子工業高等専門学校における公的研究費等の取扱いに関する内規

平成27年 4月 2日

校 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、独立行政法人国立高等専門学校機構における公的研究費等の取扱いに関する規則(平成27年1月26日独立行政法人国立高等専門学校規則第121号(以下「規則」という。))に基づき、米子工業高等専門学校(以下「本校」という。)における取扱いについて定めるものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第2条 本校における公的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、校長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は役割の実効性確保のため、コンプライアンス推進副責任者を任命するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者の職務は次に掲げる業務とする。

- 一 自己の管理監督又は本校における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、定期的に統括管理責任者へ書面により報告書を提出する。
- 二 不正を防止するため、教職員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
- 三 教職員等が適切に公的研究費等の管理、執行等を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(コンプライアンス推進副責任者)

第3条 コンプライアンス責任者は本校におけるコンプライアンス推進副責任者を任命するものとし、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 機械システム部門長
- 二 電気電子部門長
- 三 情報システム部門長
- 四 化学・バイオ部門長
- 五 建築デザイン部門長
- 六 教養教育部門長
- 七 専攻科長
- 八 図書館長
- 九 情報管理室長
- 十 技術教育支援センター長
- 十一 地域共同テクノセンター長
- 十二 事務部長

2 コンプライアンス推進副責任者の職務は前条第三項各号に掲げる業務をコンプライアンス推進責任者の指示の下、行うものとする。

(職名の公開)

第4条 前条第1項に掲げる各責任者を置いたとき、又は変更したときは、その職を公開するものとする。

(相談窓口)

第5条 公的研究費等に係る事務処理手続及び使用ルールに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、総務課企画・社会連携係及び財務係に窓口を設置する。

附 則 (平成27年 4月 2日制定)

この内規は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則 (令和3年 3月30日規則第39号)

この内規は、令和3年 4月 1日から施行する。